

## ひめじ おれんち`プロジェクト

各 位

ひめじ おれんち`プロジェクト（ひめじ認知症啓発協議会）

座長 武田 英樹

### 「ひめじ おれんち`プロジェクト」への協賛金のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当協議会の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本では100歳以上高齢者数が、毎年過去最多を更新しています。加えて、長期的な出生数の減少に伴う若年人口の減少もあり、高齢化が急速に進行しています。この状況下で、地域社会を支えていくためには、国の制度だけではなく、地域の皆さんの理解や見守り、そして一人ひとりの可能な範囲でのサポートも必要となってきます。

誰もが生きやすい社会にしていくためには、地域に生きる一人ひとりが普段から理解や配慮への必要性を知ることが大切ではないでしょうか。

さて、今年度「ひめじ おれんち`プロジェクト」では、9月21日の「世界アルツハイマーデー」から26日の6日間に向け、認知症啓発事業の一環といたしまして「世界文化遺産 国宝 姫路城」を認知症トレードカラーでありますオレンジ色にライトアップいたします。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、ひめじ おれんち`プロジェクトの趣旨をご理解いただき、ご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、ご協賛の内容につきましては、別紙協賛要項のとおりとさせていただいておりますが、不都合・支障等ございましたら、ご事情ご都合等にあわせた内容にご相談させていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

## ひめじ おれんぢ`プロジェクト

(別紙：協賛要項)

### 記

#### 協賛事業名：ひめじ おれんぢ`プロジェクト (2020)

1. 協賛金額 おまかせいたします。  
(活動報告書作成の際に協賛企業として広告させていただきます。  
目安として1枠(10cm×4.6cm) 20,000円)  
参考：A4サイズの1/12サイズ
2. 募集期間 締切 2020年12月31日まで
3. 納入方法 …銀行振込 兵庫信用金庫 姫路中央支店 普通預金 0637059  
口座名義 トクヒ)ハリマソウゴウフクシヒョウカセンター  
  
郵便振替 00920-3-245428  
口座名義 特非)はりま総合福祉評価センター  
(通信欄に【ひめじ おれんぢ`プロジェクト】寄付金と明記下さい)
4. その他 …協賛金(広告宣伝費)扱いではなく寄付金(認定NPO法人等への寄付)  
扱いをご希望の場合は、ご相談下さい。  
(認定NPO法人等への寄付の、税法上の取り扱い、税効果等は申告所得金額等により異なります)

ご協賛の金額、広告掲載等につきましては、個別ご相談下さい。

5. 問い合わせ先 …〒670-0955

兵庫県姫路市安田3丁目1 姫路市総合福祉会館3階

ひめじ おれんぢ`プロジェクト(ひめじ認知症啓発協議会)

事務局：(NPO)はりま総合福祉評価センター

TEL：079-287-3000 FAX：079-287-3200 E-mail：harima-3@h-294.com

HP：<http://h-294.com/orange/>



最新情報は、HPをご覧ください。

以上

## ひめじ おれんち`プロジェクト 協賛金・寄付金 申込書

(協賛あるいは寄付該当する方に○、または、該当しない方を二重線で消して下さい)

ひめじ おれんち`プロジェクト(ひめじ認知症啓発協議会) あて

貴協議会が行う認知症啓発事業(ひめじ おれんち`プロジェクト)に賛同し、下記の通り協賛(寄付)致します。

協賛(寄付)金額: \_\_\_\_\_万円

年 月 日

申込法人名:

所在地:

連絡先: TEL

FAX

御担当者名:

請求書発行            不要            •            必要

領収書種別            協賛金            •            認定NPO法人等への寄附証明

### 【協賛金とは?】

一般的に広告宣伝費で経費計上される費目となります。

### 【認定NPO法人等への寄附とは?】

通常の損金扱寄付金とは別枠で、税法上認定NPO法人等への寄付金控除が認められます。税効果等は、申告所得額により異なります。

### 認定 NPO 法人等に対する寄附金の損金算入

認定 NPO 法人等に対してその認定 NPO 法人等が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を支出した場合には、その寄附金の額は、一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて損金算入限度額（注）の範囲内で損金の額に算入されます。

なお、認定 NPO 法人等及び特定公益増進法人に対する寄附金（公益法人等が支出したものを除きます。）の額の合計額のうちこの上記により損金の額に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含まれます。

### 損金算入限度額の計算

次に掲げる法人が特定公益増進法人に対してその特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金を支出した場合には、その寄附金を支出した法人の区分に応じてそれぞれ次により計算した金額以内の金額は、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されます。

1. (1) 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等（(2)に掲げるものを除きます。）

次に掲げる金額の合計額の 2 分の 1 に相当する金額

1. イ その事業年度終了の時における資本金等の額（零に満たない場合は零とします。）を 12 で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の 1000 分の 3.75（注）に相当する金額

（注）平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度は 1000 分の 2.5 に相当する金額

2. ロ その事業年度の所得の金額の 100 分の 6.25（注）に相当する金額

（注）平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度は 100 分の 5 に相当する金額

2. (2) 普通法人、協同組合等及び人格のない社団のうち資本又は出資を有しないもの、一般財団法人及び一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限り、並びに NPO 法人（認定 NPO 法人を除きます。）などのみなし公益法人等

その事業年度の所得の金額の 100 分の 6.25（注）に相当する金額

（注）平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度は 100 分の 5 に相当する金額